

ジェフユナイテッド市原・千葉 管理規定とローカルルール

◆ Jリーグは、Jクラブとともに、『試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである』というスローガンのもと、次の安全理念を掲げ、世界に誇れる安全で快適なスタジアム環境を確立できるよう努めています。また、各クラブの運営担当や警備会社等の有識者によって研究会を定期的の実施し、安全で快適なスタジアム環境の構築を図っています。

- ◆ 係員／警備員の指示に従って、横断幕掲出にご協力をお願いいたします。
- ◆ 下記の項目が守られない場合は、退場していただく場合がございます。予めご了承ください。

【ローカルルール】

- ◆ 紙吹雪・紙テープ・ジェット風船の使用禁止（周辺施設への配慮）
- ◆ レーザーポインタ等試合の運営や進行を妨害する恐れのある物の使用禁止。
- ◆ ビン・缶・凍結物・601ml以上のペットボトルの持込禁止（危険物の持込防止）
- ◆ 故意的な座席の確保禁止
- ◆ 座席に立っての観戦・応援の禁止
- ◆ 応援統率以外での拡声器使用（ピッチ・スタンドに向けての審判・選手・対戦相手サポーターへの誹謗・中傷等を目的とした拡声器の使用禁止）
- ◆ メイン及びバックスタンドでの大旗及び鳴り物等の使用禁止
- ◆ 大旗は、「ホーム自由席」および「アウェイ自由席」エリア内の下層スタンド最前列のみ使用することが可能です。
なお、大旗を使用される方は周囲にご配慮のうえご使用ください。
また、塩化ビニール等でできた柔らかい竿の旗については下層スタンドのみ使用することが可能ですが、回りのお客さまの観戦の妨げになる場合はスタッフよりご遠慮いただくようお声掛けをさせていただきますのでご了承ください。
※大旗：Lフラッグ（タテ1,015mm×ヨコ1,575mm）より大きなサイズ
- ◆ バンデラを使い、通路をまたいでの応援禁止（上層スタンド・下層スタンドをまたいでの使用の禁止）
また、バンデラは下層階でのみ使用可能となります。※下層階通路手すり上より2段目から掲出ください



ジェフユナイテッド市原・千葉 管理規定とローカルルール

【ローカルルール】

- ◆ビッグフラッグは天候（強風）により主催者判断で掲出をご遠慮頂く場合がございます。
- ◆のぼり・旗等を設置し固定する事は出来ません。
- ◆最前列の柵を乗り越える、または柵及び柵の土台のコンクリートへの足掛けの全面禁止
- ◆横断幕の座席への掲出（席貼り）の禁止（指定場所以外での横断幕等の掲出禁止）
- ◆試合終了後の応援は選手が見えなくなりましたら、終了するようご協力下さい。
- ◆スポンサー名や特定の会社名・製品名の入っている横断幕・大旗・フラッグ・ビックフラッグ・パネル等の掲出・使用は不可※ユニホームデザインは対象外
- ◆指定場所以外でのビックフラッグの掲出禁止

【事前搬入に関して】

- ◆ホームサポーター キックオフ 5 時間前～ 4 時間前まで実施。
- ◆アウェイサポーター キックオフ 4 時間前～ 3 時間前まで実施。
- ◆来場されるお客様全員に快適な環境で試合を楽しんでいただく為、下記のような『お願い』事項が提示されています。
- ・混雑時に自由席では、より多くのお客様がお席で観戦できるように席詰をお願いします。
- ・自由席エリアでのシートでの席取りは、他のお客様の迷惑となりますのでおやめください。
- ・望遠レンズや三脚など大きな機材の使用により、他のお客様の迷惑にならないようご注意ください。
- ・クーラボックスなど大型機材の持込により、通路もしくはお席をふさぐことはおやめください。（各ゲートにて預かり可能）
- ・応援の横断幕や垂れ幕は、ローカルルールで指定されたエリアに安全に取り付けてください。なお、他のお客様の視界を遮る場所及び非常口には取り付けないでください。
- ・試合はチケットに記載された所定の場所で観戦してください。
- ・公園内の地面にガムテープ等で場所を確保する行為は千葉市都市局公園緑地部中央・稲毛緑地事務所より禁止する指導を受けました。ガムテープ等が貼られている場合は廃棄処分または落し物扱いとしてお預かりすることがあります。



ジェフユナイテッド市原・千葉 管理規定

ジェフユナイテッド市原・千葉がフクダ電子アリーナで主管する試合（リーグ戦、カップ戦）については、下記の管理規程に沿って運営いたします。試合運営管理規程には持ち込み禁止物、禁止行為等が記載しておりますので、ご来場の際はご参照下さいますよう、お願いいたします。

第1条（目的）

この規程は、ジェフユナイテッド株式会社（以下ジェフユナイテッド市原・千葉という）が自ら主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフおよび関係者の安全を確保することを目的とする。

第2条（規程の対象）

スタジアムおよびその他関連施設に関係するすべての者に適用される。

第3条（定義）

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）試合

Jリーグ公式試合（「Jリーグ規約第40条」）のうち、ジェフユナイテッド市原・千葉が自ら主管する全ての試合をいう。

（2）施設

試合運営のために、ジェフユナイテッド市原・千葉が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。

（3）運営・安全責任者

施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、実行委員をいう。

（4）運営担当・セキュリティ担当

運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。

（5）警備従事員

大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。



ジェフユナイテッド市原・千葉 管理規定

第4条（持ち込み禁止物）

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

- (1) Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー＆ルール）により持ち込みを禁止されている物。
- (2) 施設管理者により持ち込みを禁止されている物。
- (3) 政治的、思想的または宗教的な主義、主張または観念を表示し、または連想させ、若しくは大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等。
- (4) 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含む。）
- (5) その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらのおそれがあると運営担当・セキュリティ担当または警備従事員が認める物



第5条（禁止行為）

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー＆ルール）により禁止されている行為。
- (2) 施設管理者により禁止されている行為。
- (3) 正当なチケット又は通行証を所持せず入場すること。
- (4) 抗議集会、デモ等大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
- (5) アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為。（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な行為ができないおそれのある状態。）
- (6) 当該施設および関連する場所で、勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為をすること。
- (7) 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、若しくは所定の場所以外において駐車または駐輪すること。
- (8) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (9) 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄すること。
- (10) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (11) 大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他メディアを通じて配信すること。
- (12) 試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。



第6条（施設において）

施設に入場しようとし、または入場した者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) チケット、身分証明書、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、警備従事員または治安当局の指示、案内、誘導等に
従い行動すること。

第7条（販売拒否事由）

主催者および主管者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売をしない。またその者が自らまたは第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者および主管者はその者に対し、第9条に基づき入場を拒否することができる。

- (1) 暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）
- (2) 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者
- (4) 暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 第8条に違反する行為を目的として入場券を取得する者
- (7) その他入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者および主管者側が判断した者



ジェフユナイテッド市原・千葉 管理規定

第8条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者および主管者の許可を得ることなく、入場券を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させてはならない。ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ業として行われなかった場合は、この限りではない。

第9条（入場拒否、退場命令）

施設に入場しようとし、または入場した者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

第10条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

